

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県加賀郡吉備中央町富永1423番地1
名称 株式会社杉田林業
代表取締役 杉田 真人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和3年3月1日

許可の有効年月日 令和8年2月9日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成28年2月10日 新規許可
令和3年3月1日 更新許可
令和3年11月9日 変更届（住所の変更）

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
				無	
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	—		—	
2	汚泥	○		—	
3	廃油	○		—	
4	廃酸	—		—	
5	廃アルカリ	—		—	
6	廃プラスチック類	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
7	紙くず	○		—	
8	木くず	○		—	
9	繊維くず	○		—	
10	動植物性残さ	—		—	
11	動物系固形不要物	—		—	
12	ゴムくず	○		—	
13	金属くず	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
14	ガラスくず等	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
15	鋳さい	—		—	
16	がれき類	○		—	
17	動物のふん尿	—		—	
18	動物の死体	—		—	
19	ばいじん	—		—	
20	産業廃棄物処理物	—		—	
21	輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含まない	—
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	—

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くずのこと。

・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 第03400187425号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県加賀郡吉備中央町富永1423番地1
氏名 株式会社 杉田林業
代表取締役 杉田 真人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 令和6年6月6日

許可の有効年月日 令和11年6月5日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 03709187425

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県加賀郡吉備中央町富永 1 4 2 3 番地 1

氏名 株式会社 杉田林業

代表取締役 杉田 真人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田 豊人



許可の年月日 令和6年10月28日

許可の有効年月日 令和11年10月27日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無: 積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦ゴムくず⑧金属くず⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑩がれき類(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余白

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

余白

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 余白

許可番号 余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県加賀郡吉備中央町富永1423番地1
氏 名 株式会社杉田林業
代表取締役 杉田 真人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治

許可の年月日 令和 5年 6月28日
許可の有効年月日 令和10年 6月27日



1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	—
(2)	廃油	—
(3)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(4)	紙くず	—
(5)	木くず	—
(6)	繊維くず	—
(7)	ゴムくず	—
(8)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(9)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(10)	がれき類	—
・ 以上10品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 ・ (3)、(9) 及び (10) にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。		

(備考)

- ・ 「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・ 「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



許可番号 第 02806187425 号

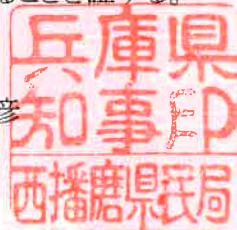
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県加賀郡吉備中央町富永1423番地 1

氏 名 株式会社杉田林業
代表取締役 杉田 真人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



許可の年月日 令和 6 年 8 月 29 日

許可の有効年月日 令和 11 年 8 月 28 日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 2.廃油
- 3.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 4.紙くず
- 5.木くず
- 6.繊維くず
- 7.ゴムくず
- 8.金属くず
- 9.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 10.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 10 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

令和6年8月29日 新規許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無